



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.114
9月号

第 61 回 栃木県公衆衛生大会における保健衛生事業功労者表彰 当協会から白石理事、田城理事、臼井理事が受賞されました

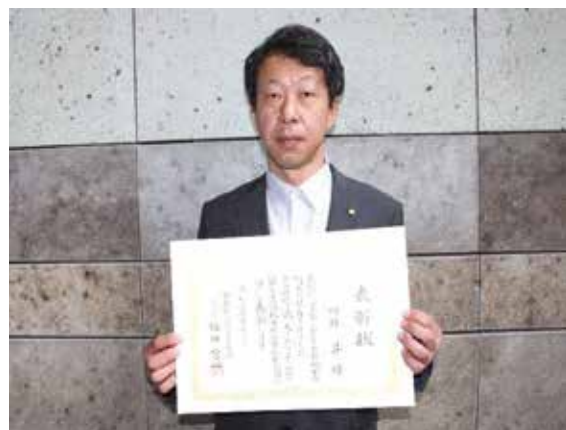
多年にわたり公衆衛生事業発展の活動が認められ、今年度の保健衛生事業功労者として当協会の白石理事が知事表彰、田城理事と臼井理事が大会長表彰を受賞されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県公衆衛生大会における表彰式は、各表彰部門の代表者のみ参加となりました。



○知事表彰受賞者 白石 純也 様
白石環境株式会社 代表取締役

白石理事は、平成 28 年に長年の経験と実績が評価され、理事に就任。現在は、適正処理・調査研究委員会の委員長として、協会の適正処理の推進や資質向上に努めるなど、協会の運営に貢献しておられます。自社においては、平成 30 年代表取締役就任。豊富な知識と経験を活かし多種多様な要望に応えるなど社業の発展に尽力するほか、取引先企業のゼロエミッション推進に大きく貢献しておられます。



○大会長表彰受賞者 田城 昇 様
株式会社タシロ清掃 代表取締役

田城理事は、青年部の立ち上げに尽力し、副部長として青年部運営の重責を果たしてこられました。その功績が認められ、平成 20 年に理事に就任。現在、研修委員会の委員長として各種事業に積極的に参画し、協会運営に尽力しておられます。自社においては、平成 19 年代表取締役就任。産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬業及び中間処理業を営み、廃棄物のリサイクルや適正処理の推進に努めるなど、継続的な努力を行っておられます。



○大会長表彰受賞者 臼井 伸太郎 様
株式会社ウスイ産業 代表取締役

臼井理事は、青年部の立ち上げに尽力し、監査役に就任。平成 20 年から副部長として部長を献身的に補佐されました。その実績が認められ、平成 26 年監事、平成 28 年からは理事に就任。建設的な意見を述べるなど、協会の更なる発展に尽力しておられます。自社においては、平成 24 年代表取締役就任。廃棄物の適正処理、再資源化の推進を図りほか、ISO14001 や ISO9001 を認証取得し、循環型社会の形成に率先して取り組んでおられます。

当協会では、昨年度の実績をもとに、「令和3年度労働災害防止計画」を策定しました。
御協力の程、よろしくお願いいたします。

栃木県産業資源循環協会における令和3年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。))」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、栃木県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

(1) 令和3年の死亡者数をゼロにする。

(2) 令和3年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均9人→令和3年7人以下に)

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4. 令和3年度活動目標

2. の「目標」を達成するために令和3年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 17^{*1}社→令和3年度 21社以上に)

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 55^{*1}社→令和3年度 66社以上に)

(3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 49^{*1}社→令和3年度 59社以上に)

(4) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 36^{*1}社→令和3年度 44社以上に)

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 41^{*1}社→令和3年度 50社以上に)

(6) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和元年度 33^{*2}社(人)→令和3年度 40社(人)以上に)

(令和2年度は、コロナ感染懸念により開催中止)

(7) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 39^{*1}社→令和3年度 47社以上に)

(8) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和2年度 36^{*1}社→令和3年度 44社以上に)

～協会ニュース～

- (9) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和20年度 27^{*1}社→令和3年度 33社以上に)

^{*1} 前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

^{*2} 前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値
または令和2年度に開催した安全衛生研修会の参加企業数、参加人数

5. 令和3年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1) ～ (9) に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。
- ② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
- ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
- ④ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑤ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>) へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
- ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
 - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事等を通じ呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口に着信を置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
 - ④ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑤ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
 - ⑥ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
 - ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
 - ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
 - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、吉成理事の(株)栃木コンポストと佐久間理事の日本アグリ(株)を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社栃木コンポスト 代表取締役 吉成 一

住 所：栃木県矢板市安沢 2234 番地 TEL 0287-48-1777 FAX 0287-48-1776

開 設：平成4年、従業員6名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業（積み替えを除く。）

栃木県 許可番号 00900046186

埼玉県 許可番号 01105046186

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
鋳さい・がれき類・ばいじん

○産業廃棄物処分業 中間処理業（発酵）

栃木県 許可番号 00920046186

- ・汚泥（肥料として再生利用可能なものに限る。）、木くず（肥料として再生利用可能なものに限る。）、動植物性残さ（肥料として再生利用可能なものに限る。）、

3 施設概要

平成4年9月に(株)栃木コンポストとして会社設立

平成9年2月に栃木県産業廃棄物処分業許可を取得

平成10年12月に栃木県・埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可取得

弊社は、産業廃棄物の汚泥、動植物性残さ、木くずを原料として、特殊なバクテリアによる発酵方式で有機質の肥料を生産販売している完全リサイクル工場であります。

4 会社からひと言

日常生活に利便性、快適性を求めますと、結果として廃棄物が発生しその処理処分が重要な課題となっております。弊社は、これらの廃棄物のうち汚泥、動植物性残さ、木くずを原料として有機質の肥料を製造し、農家中心に販売しております。「大地で生まれたものは大地に返す」を経営理念とし、従業員一丸となって地球環境に即した事業展開をしていく所存であります。



～会社訪問～

1 会社概要

会社名：日本アグリ株式会社 代表取締役 佐久間 基

住 所：栃木県宇都宮市松原 3 丁目 7 番 17 号 TEL 028-650-5259 FAX 028-627-2591

創 業：平成 5 年、従業員 11 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○収集運搬業：栃木県許可番号 00900040516

・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿

○中間処理業（混合・発酵）：宇都宮市許可番号 08420040516

・汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

・宇都宮市許可 第 85 号（ごみ）

・宇都宮市許可 第 16 号（汚泥）

○一般廃棄物処分業

・宇都宮市許可 第 85 号（汚泥・動植物性残さ）

《主な認定・認証取得》

・優良産廃処理業者認定 栃木県・宇都宮市

・エコアクション 21 認証取得

3 施設概要

平成 5 年に設立し、平成 12 年に現在の社名へと変更いたしました。中間処理場において食品工業汚泥と動植物性残さを発酵処理し、普通肥料「食品ゆうき 1 号」を製造・販売しています。



4 会社からひと言

弊社では、循環型社会の形成の一翼を担うことを目標に、産業廃棄物の適正処理に努めています。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は安定型最終処分場で埋立処分が可能か？っていうものでしたね。

宿題Q、次のうち、安定型最終処分場に埋立処分できないものはどれか。

- (1) 石膏ボード
- (2) 破碎されたがれき類
- (3) 石綿含有廃棄物の溶融処理生成物
- (4) レンガくず
- (5) 破碎された廃タイヤ

【解説】

「産業廃棄物処理基準」として政令第6条1項第3号において埋立処分の方法について規定されている。その中で安定型産業廃棄物の種類が列挙されている。なお、(3)は政令イの第6番目の安定型品目で環境大臣が指定する産業廃棄物である。

正解 (1)

安定型最終処分場に埋められるのか、ダメなのかは現実的にも大きなポイントです。もちろん周辺環境の理由もあるのですが、なんといっても処理料金に関わってきます。前回解説したとおり、管理型最終処分場と安定型最終処分場では建設費や維持管理費に大きな違いがあるのです。そして、その違いは当然、処理料金に直結します。処理料金を安く済ませたいとして、本来安定型最終処分場に入れてはいけない腐敗物などが入ってしまうと地下水汚染に繋がるってことでしたね。ですから、処理業者、最終処分場設置者はもちろんのことながら、排出事業者も十分に注意しなければいけません。と言うことで、確認のためもう一問。

Q、次のうち、安定型最終処分場に埋め立てできる産業廃棄物はどれか。

- (1) パルプセメント板の破片
- (2) 木毛セメント板の破片
- (3) 鉄筋の入ったコンクリート片
- (4) 窯業サイディング材の破片
- (5) パーティクルボード

【解説】

パルプセメント板、木毛セメント板や窯業サイディング材は原料の一部にパルプを含んでおり、木くずとがれき類の混合物となり、安定型最終処分場には埋め立てできない。埋め立てるなら管理型最終処分場に埋め立てする必要がある。また、パーティクルボードは木くずであり、同様である。

正解（３）

さて、連載を続けてきたこのコラムですが、早いもので次回で一周年となります。一周年記念として、レベルはぐっと上がりますが行政処分について出題してみます。



宿題Q

次のうち、行政処分である措置命令の対象者(被命令者)として、誤っているものはどれか。

- (１) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者にマニフェストを交付しなかった排出事業者
- (２) 産業廃棄物収集運搬業の命令要件になる行為をしたとき、当該者に産業廃棄物の種類や数量を記載しないマニフェストを交付した排出事業者
- (３) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、当該者。
- (４) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その行為が法人業務に係るものであれば、当該法人
- (５) 産業廃棄物収集運搬業者が命令要件になる行為をしたとき、その許可をした都道府県知事

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。

BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 プロフィール

山形県山形県技術吏員として入庁。廃棄物処理法、浄化槽等を 29 年間担当。廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かし、BUN環境課題研修事務所を開設、今日に至る。

主な著書：「土日で入門 廃棄物処理法」、「どうなってるの？廃棄物処理法」、「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」、「廃棄物処理法の重要通知と法令対応」など



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会

トランジション・ファイナンスとは、脱炭素・低炭素社会に向けて CO2 排出量削減の取り組みを行う企業への資金的支援手法です。

製造業のなかには、簡単に CO2 の排出量大幅削減を実現できないセクターがあります。そこで、これらの産業界が脱炭素・低炭素へ移行するための資金的支援が必要です。経済産業省は、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、製紙・パルプ等の業界を念頭に、2021 年年度内にこのロードマップを作る予定です。

https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210507_2/05.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/transition_finance_suishin/pdf/001_03_00.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/transition_finance_suishin/index.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年8月30日掲載)

○カーボンニュートラル・トップリーグ（仮称）

気候変動・温暖化対策をどのように進めるか。各企業に対する CO2 排出量の直接規制は困難なため、間接的な誘導策として経済的手法を導入する国が増えています。

経済産業省は、2021 年 2 月「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を立ち上げました。この研究会では、「成長に資するカーボンプライシング」の制度設計として、炭素税・排出量取引制度・国境調整措置・クレジット取引等も含めた幅広い議論を進めています。8 月 5 日の第 7 回検討会で開示された中間とりまとめ案では、企業単位の取り組みとしてカーボンニュートラル・トップリーグという新たなコンセプトを示しました。これは、野心的・先駆的な企業群が、ESG 資金を集め、投資と排出削減を進めるための経済的手法を活用した枠組みとのことです。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/index.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/007_01_00.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/007_02_00.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年8月23日掲載)

○フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践・見える化（情報開示）

農水省は、2050 年までに農林水産業の CO2 ゼロエミッション化の実現等を目指しています。産業界の取り組みを促進するため、2021 年 6 月「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示入門」「フードサプライチェーンにおける脱炭素化技術・可視化（見える化）に関する紹介資料」を公表しました。

猛暑・台風など、気候変動が農業に与える負のインパクトは計り知れません。一方で、新たな技術開発も進んでいます。紹介されている技術には、排熱、循環資源利用など、未利用資源の有効活用が多く含まれています。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/visual.html>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-60.pdf>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-51.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年8月10日掲載)

～相談事例～

- こんな時、どうするの？
- 1 借りた工具を壊してしまった
 - 2 リチウムイオン電池
 - 3 グラインダーの砥石の処理



今月号は、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

同業者である友人から借りた工具を作業中壊してしまった。友人に壊してしまったことを伝え、もうそこそこ古いし処分してくれとのことであった。工具の持ち主は友人であるので、持ち主である友人にいったん返して友人が処分しないと廃棄物処理法に抵触するか。自分が排出者になって処分しても問題ないか。

(回答 1)

今回のケースは、あなたが使用中に工具が廃棄物になってしまったという状況を踏まえると、あなたが排出者になって問題ないと考えます。今回のケースは排出者がどちらかということより、きちんと処分することが大切だと思います。また、工具を壊してしまったことの代償をきちんとしておくこと、友人から処分を依頼されたことを記録に残しておくことも忘れないようにしたほうが良いと思います。

(照会 2)

業務用で使用している器具のリチウムイオン電池の処理を委託しようと考えていますが、リチウムイオン電池は産業廃棄物の種類は何に該当しますか？

(回答 2)

栃木県の場合は、金属くず、廃プラスチック類、燃え殻、廃油に該当させているようです。また、廃油の引火点が 70 度未満になる場合は、特別管理産業廃棄物にも該当させているようです。

(照会 3)

業務用に使用しているグラインダーの砥石の処理を委託しようと考えていますが、砥石は産業廃棄物の種類は何に該当しますか？

(回答 3)

栃木県の場合は、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに該当させているようです。

※廃棄物処理法の解釈や運用については、都道府県で異なることもあるようですので、他県で疑義が生じた場合には、所管行政庁に確認することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（9月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社) 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



こんな人のニーズにおすすめです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身に付いているかを確認したい方。

この検定に合格すると...

- 合格証明書カードが交付されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和4年2月13日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

【受付期間】 令和3年12月1日～令和4年1月13日 (ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】 専用ポータルサイトにて申込受付 詳細は連合会ホームページにてご案内いたします

【試験形態】 マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】 廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

全産連 検定

検索



【試験会場(予定)】全国13場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員)
会場名

岩手県(50名)

アイーナ
いわて県民情報交流センター

栃木県(50名)

栃木県教育会館

東京都(90名)

TKP市ヶ谷
カンファレンスセンター

神奈川県(90名)

神奈川労働プラザ

新潟県(80名)

新潟県建設会館

石川県(30名)

石川県地場産業
振興センター

長野県(60名)

ホテル信濃路

愛知県(80名)

名古屋国際会議場

滋賀県(70名)

ピアザ淡海

大阪府(80名)

大阪私学会館

広島県(90名)

広島市文化交流会館

福岡県(50名)

福岡県中小企業
振興センター

熊本県(60名)

メルパルク熊本

共催:

一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人広島県資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間/月～金 9:00～17:00

●定休日/土日・祝日

2021.06

石綿含有産業廃棄物（汚泥）の取扱いについて

令和3年3月に石綿含有廃棄物等処理マニュアルが改正され、「石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは産業廃棄物の汚泥に該当する可能性がある。」と明記されました。

本県ではこれまで「がれき類」「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の3品目を「石綿含有産業廃棄物」の対象としていましたが、今回のマニュアル改正を受け、新たに「汚泥」を「石綿含有産業廃棄物」の対象に含めることとします。

また、産業廃棄物処理業許可については、以下のとおり対応することとなりましたので、お知らせします。

1. 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）について

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可を有する者（※(2)を除く。）

- ・新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更届により許可証の書換えを行います。
- ・書換え期間は、公表日（令和3（2021）年8月10日）から次回の更新申請日までとし、一度許可証の書換えを受けた以降（変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。）に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要します。
- ・許可証の書換えを受けるまで「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことはできません。

(2) 産業廃棄物の「汚泥」かつ特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有する者

- ・「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更届により許可証の書換えを行います。
- ・書換え期間は、公表日（令和3（2021）年8月10日）から次回の更新申請日までとし、一度許可証の書換えを受けた以降（変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。）に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要します。
- ・許可証の書換えを受ける前から「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができます。

(3) 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有するが、産業廃棄物の「汚泥」の許可を有しない者

- ・周知期間（令和3（2021）年11月30日まで。以下、2の(2)も同じ。）中は、「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができます。
- ・ただし、令和3（2021）年12月1日以降も引き続き「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、周知期間中に新規許可あるいは変更許可（「汚泥」以外の産業廃棄物の許可を有する場合）により「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）」の許可を取得する必要があります。



図：「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）」の取扱いが可能となる期間について

2. 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）について

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可を有する者

- ・新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、申出書により許可証の書換えを行います。届出の前に事前協議を要する場合がありますので、まずは所管の環境森林（管理）事務所へご相談ください。
- ・書換期間は、公表日（令和3（2021）年8月10日）から次回の更新申請日までとし、一度許可証の書換えを受けた以降（変更許可あるいは書換えを伴う変更届を含む。）に新たに「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、変更許可を要します。
- ・許可証の書換えを受けるまでは「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことはできません。

(2) 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有する者

- ・周知期間中は、「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱うことができます。
- ・ただし、令和3（2021）年12月1日以降も引き続き「石綿含有産業廃棄物」の「汚泥」を取り扱う場合は、周知期間中に新規許可あるいは変更許可（「汚泥」以外の産業廃棄物の許可を有する場合）により「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）」の許可を取得する必要があります。
- ・申請の前に事前協議を要する場合がありますので、まずは所管の環境森林（管理）事務所へご相談ください。

【参考】

- ・「環境省HP（石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版））」
<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>
- ・「栃木県HP（石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に伴う手続きについて）」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/documents/isiwata.html>

栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班
TEL:028-623-3154

令和3(2021)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度



**募集
します**



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

募集期間

令和3(2021)年7月20日(火)～10月6日(水)



申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場。)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- J I S又はJ A S等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
- 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
- 認定要件に該当する製品であることを証する書類
- 会社案内、パンフレット など

※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
（令和3（2021）年度に認定する製品は、令和9（2027）年3月31日まで）

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- 〔 ・ 申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- 〔 ・ その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課（TEL028-623-3228）まで



～お金のはなし（足利銀行）～

お金のはなし（第1回 お金の耐久力と増殖力）

（株）足利銀行

人生 100 年時代の到来の一方で老後 2,000 万円問題——預金金利も僅かな中、人生に必要なお金にまつわる課題は尽きません。将来に向けて、蓄えを増やす必要があることは理解しつつも、株式やFX取引、仮想通貨などに手を出すのは気が引ける…そうお考えの方も多いはずです。

足利銀行では、お客さまの豊かな人生の実現のため、ライフプランに合わせたコンサルティングサービスを提供しています。本コラムではその一環として、投資信託をテーマに「お金の基本」から実際の運用までを連載形式でご紹介してまいります。

第1回「お金の耐久力と増殖力」

【お金の耐久力】

老後 2,000 万円問題は別としても、「自分なら何歳の時にいくらい持っていたいだろうか？」を考えてみることは、20 代の方にとっても 70 代の方にとっても大事なことです。その際、「もし何かあって、いざお金を取り崩そうとしたら、毎月いくら使えるのか？」という、お金のもつ『取り崩しへの耐久力』で考えてみると、そのお金の具体的なチカラが見えてきます。

元本	10 年	20 年	25 年	30 年
1,000 万円	8.3 万円	4.2 万円	3.3 万円	2.8 万円
2,000 万円	16.7 万円	8.3 万円	6.7 万円	5.6 万円
3,000 万円	25.0 万円	12.5 万円	10.0 万円	8.3 万円
5,000 万円	41.7 万円	20.9 万円	16.7 万円	13.9 万円
7,000 万円	58.4 万円	29.2 万円	23.4 万円	19.5 万円
10,000 万円	83.4 万円	41.7 万円	33.4 万円	27.8 万円

●年率 0.01% で運用しながら毎月取り崩す場合の月額取り崩し可能額。●資産運用に関する考え方を示すことを目的としたものであり、特定の商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。税金・手数料等は考慮していません。

もちろん 1,000 万円は大きなお金ですが、もし 20 年で取り崩そうと思ったら、毎月 4 万 2,000 円しか使えないことが分かります。2,000 万円だと 8 万 3,000 円。それで足りるかどうかは人それぞれですが、「2,000 万円問題」とは単にそういう話なのです。

一方で、公的年金をゼロとして将来設計するのは悲観的すぎると言えます。「**年金を将来の生活基盤としながら、そのプラスアルファとしてどれだけの耐久力（取り崩しのチカラ）のあるお金を持っておきたいか**」といった前向きな考え方をすべきでしょう。

元本	10 年	20 年	25 年	30 年
1,000 万円	8.3 万円	4.2 万円	3.3 万円	2.8 万円

逆に上の数字を見て、「もし 65 歳で、70 歳で、80 歳で、1,000 万円のお金があったら、毎月 4 万 2,000 円を美味しい食事や旅行に使える！」と考えてみてはいかがでしょうか。

「毎月 4 万 2,000 円使える！」というお金の耐久力を知らずに、お金が減ってしまうのが怖くて使えないまま過ごすのが、実は一番残念なことかもしれませんね。

【お金の増殖力】

「こんな預金金利ではお金は増えない」など、どうしても低金利がやり玉にあげられがちですが、もともとお金はそう簡単には増えてくれません。増やすためには利回りを高くするか、長い期間をかけるか、またはその両方が必要です。

～お金のはなし（足利銀行）～

100 万円を 200 万円にしたい人は、もし 20 年の長期戦ができるならば年 4%、もし「20 年は長すぎる。10 年で増やしたい」と思うなら年 8%の運用利回りが必要という計算になります。それはつまり、「長期」での、預貯金ではない「資産運用」が必要だということを意味しています。

元 本	年 利	期 間		
		5 年	10 年	20 年
100 万円	0.01%	100.05 万円	100.10 万円	100.20 万円
	4%	122 万円	149 万円	222 万円
	8%	149 万円	222 万円	493 万円
300 万円	0.01%	300 万円	300 万円	301 万円
	4%	366 万円	447 万円	667 万円
	8%	447 万円	666 万円	1,478 万円
500 万円	0.01%	500 万円	501 万円	501 万円
	4%	610 万円	745 万円	1,111 万円
	8%	745 万円	1,110 万円	2,463 万円

●計算は 1 ヶ月複利計算で、税金・手数料等は考慮していません。●資産運用に関する考え方を示すことを目的としたものであり、特定の商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。

よって、本気でお金を増やそうと思うなら、預貯金の固定利回りによる「直線的に資産が増加することへの期待」という殻を破り、値動きという「資産価値の曲線による変動」を受け入れることが、どんな低リスクとされる投資信託商品でも必要です。

言い換えれば、「毎年の固定利回りでは無理でも『平均での 4%』なら期待できるかも」と考え、「日々の値動き」という目先の損益にとらわれず、長期的視点のもと途中の価値変動を受け入れる、前向きな覚悟、発想の転換をするということです。

逆に今、「元本保証で（＝直線的な運用利回り）4%ですよ！」などという話があったら、それはほぼ間違いなく金融詐欺だと疑うべきです。



次回は、「必要利回り」と「本気の積立」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。

ターナー
モネ
ルノワール
セザンヌ
ゴッホ
シャガール
デ・キリコ
マグリット
...

名画でたどる
西洋絵画

100年

珠玉の東京富士美術館コレクション

The 100 Years of Western Painting:

Masterpieces from Tokyo Fuji Art Museum

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日
観覧料：一般 1,200 (1,000) 円 / 大高生 600 (500) 円 / 中学生以下無料（ ）内は20名以上の団体料金
無料日：11月3日（水）【文化の日】・無料日はオンラインによる事前予約が必要です。ホームページをご確認ください。
主催：栃木県立美術館、下野新聞社 後援：朝日新聞宇都宮支局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、
東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞社宇都宮支局

2021.10.23 [土] — 12.26 [日]

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

TEL.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.jp/>

ノエル・ニコラ・コッペル《ヴィーナスの誕生》1712年頃 東京富士美術館蔵 ①東京富士美術館イメージアーカイブ/INParsan



16世紀 人文主義が花開く、知と芸術の時代ルネサンス

- 1 ティントレット（ヤコポ・ロブスティ）
《聖書の肖像》1560-65年
- 2 アントニー・ファン・ダイク
《ベッドフォード伯爵夫人 アン・カーの肖像》
1639年
- 3 ジョシュア・レノルズ
《少女と犬》1780年頃
- 4 ジャック・ルイ・ダヴィッドの工房
《サン・ベルナルド峠を渡るゴッタルド》
1805年
- 5 カナレット
《ジョヴァンニ・アントニオ・カナル》
《ヴェネツィア、サン・マルコ広場》
1732-33年頃

- 6 ジョセフ・マラーデ・ウィリアム・ターナー
《ヘヴンブリュイユスから出航する
ユトレヒトシティ54号》1832年
- 7 ビエーロー・オーギュスト・ルノワール
《赤い服の女》1892年頃
- 8 クロード・モネ《睡蓮》1908年
＊前期のみ展示（11月28日まで）
- 9 ルネ・マグリット《観念》1960年
- 10 マルク・シャガール《鳥鳥》1967年
- 11 ADAGP Paris & ASPRA, Tokyo, 2021, Chagall 形 E4278
すべて東京富士美術館蔵

①東京富士美術館イメージアルバム/ICNPark.com

17世紀 華麗な貴族文化と日常に 向けられたまなざし



18世紀 宮廷社会の盛衰と 市民社会の黎明



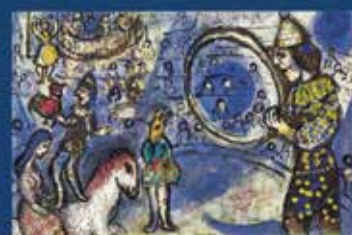
名画でたどる
西洋絵画 400年
東京富士美術館コレクション



19世紀 ロマン主義、写実主義、 印象派… 変革の時代へ

東京富士美術館は、1983年に東京都八王子市に開館した美術館で、日本・東洋・西洋の各国、各時代の絵画・版画・写真・彫刻・漆工・武器・刀剣・メダル等、様々なジャンルの作品約3万点を収蔵しています。中でもその西洋絵画コレクションは、16世紀のイタリア・ルネサンスから20世紀までの西洋絵画史をほぼ一望できるほどの極めて充実したものとして、国内のみならず国外でも知られています。本展では、その珠玉のコレクションから厳選した作品約80点により、16世紀後半から20世紀までの西洋絵画400年の歴史を紹介するものです。

20世紀 色彩と造形の探求



【関連イベント】

A. 講演会 ＊往復はがきによる事前申込み
「名画を旅する90分」

講師：五木田 聡氏（東京富士美術館長）
日時：10月23日（土）午後1時30分～3時
会場：集会室 定員：60名

B. ギャラリートーク（担当学芸員による） ＊事前申込み不要
日時：10月31日（日）、11月21日（日）、12月12日（日）
各回午後2時～（1時間程度）
会場：企画展示室

【A】往復はがき1枚につき2名までお申込み可能です（申込み多数の場合は抽選）。
往復の裏面に、参加希望イベント名、お申込み人数、各々の住所・氏名・電話番号を、返信の表面にお申込み者の郵便番号・住所・氏名をご記入の上、当館「名画でたどる西洋絵画400年展 イベント係」までお送りください。
（締切：10月8日（金）必着） ＊ご提供いただく個人情報、本件以外に使用することはありません。

＊各イベントとも当日の企画展観覧券が必要です。
＊新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。
詳細についてはお問合せください。

コレクション展Ⅲ 川上澄生の世界
10月23日（土）～12月26日（日）



【宇都宮美術館のご案内】
空調設備工事、照明LED化等工事のため、休館いたします。
休館期間：令和3年8月2日（月）～令和4年秋
工事の進捗状況によって、スケジュールが変動することがございます。

【交通案内】
○電車・バス
・JR東武宇都宮線から東北新幹線に約50分
・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）
東武宇都宮線から「関東バス作新学院・誕生行き」で約15分
「板橋十文字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道宇都宮ICより約10km、約20分
・北関東自動車道三上ICより約13km、約25分
＊駐車場は大きな混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市板橋4-2-7 TEL 028-621-3566
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、9月10日現在、正会員191社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 －許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

- ☐ 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）
- ☐ 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

東京オリンピック、パラリンピックが無観客で無事に開催され、たくさんの元気をいただきました。一方で、デルタ株のコロナウイルスが猛威を振るっていましたが、新規感染者の数を見ると第5波のピークは過ぎたようです。幸い、栃木県の計らいにより、当協会は県の大規模接種会場で優先接種を受けることができ、約300人の会員の方が1回目の接種を受けることができました。

そんな中、菅総理大臣が突然次期自民党総裁選挙に立候補しない意向を示し、新たなリーダーを目指して、岸田さんが立候補を表明し、河野さん、石破さん、高市さん、野田さんが立候補を模索しております。今回の総裁選挙には党員票も反映され、議員の思惑だけでは決まらないようです。菅総理の後を誰が引き継ぐのか、コロナ禍の中、候補者の意見、新しい日本の話を聞いてみたいと思います。

－事務局だより－



☆ 8月6日（金）

青年部役員会がWeb会議において開催され、五月女部長をはじめ7名が出席し、諸課題について協議しました。

☆ 8月17日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合法制度対策委員会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 8月26日（木）

青年部関東ブロック幹事会がWeb会議において開催され、五月女部長、山本副部長が出席しました。

☆ 9月1日（水）～2日（木）

（新規）収集運搬課程と（更新）収集運搬課程講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。